

## 科学警察研究所における動物実験に関する規程

平成14年3月29日

科学警察研究所規程第5号

改正 平成16年8月19日

科学警察研究所規程第4号

### (目的)

第1条 この規程は、科学警察研究所（以下「研究所」という。）において動物を試験研究その他科学上の利用に供する場合の方法等（以下「動物実験」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (基本方針)

第2条 動物実験を行う者等は、実験動物の生理、生態、習性等を理解するとともに、愛情をもって飼育し、試験研究その他科学上の利用に供するように努めなければならない。また、責任をもってこれを保管管理し、実験動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害及び生活環境の汚損を防止するように努めなければならない。

### (定義)

第3条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 実験動物 動物実験の利用に供するため、施設で飼育し、又は保管しているほ乳類、鳥類等に属する動物をいう。（施設に導入するため搬送中のものを含む。）
- (2) 施設 実験動物の飼育若しくは保管管理又は実験等を行う施設をいう。
- (3) 処分 実験動物を致死させることをいう。

### (管理責任者及び実験動物管理者)

第4条 研究所に、実験動物及び施設を管理するため管理責任者を置く。

- 2 前項の管理責任者を補佐し、実験動物の管理をする者を実験動物管理者に指定する。

### (動物実験計画等)

第5条 動物実験を実施する者（以下「実験実施者」という。）は、あらかじめ動物実験に係る研究計画（別記様式。以下「動物実験計画」という。）を策定して科学警察研究所長（以下「所長」という。）に報告し、許可を受けなければならない。

- 2 所長は、前項の許可に際し、次条に定める動物実験委員会に当該計画の審

査をさせることができる。

(動物実験委員会)

第6条 研究所に、動物実験の実施に関し、必要な指導及び助言を行うため、科学警察研究所動物実験委員会（以下「動物実験委員会」という。）を置く。

2 動物実験委員会は、委員長及び委員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

委員長 副所長

委員 総務部長

法科学第一部長

研究調整官

管理責任者

その他所長が指名する者

3 動物実験委員会は、委員長が必要に応じて招集し、議事を主宰する。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、動物実験委員会への出席を求めることができる。

5 前2項のほか、動物実験委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

(実験動物の導入)

第7条 実験実施者は、動物実験計画に基づいて、実験動物を導入するように努めなければならない。

2 実験実施者は、実験動物の導入に当たっては、管理責任者の指示を受けるとともに、適正な健康管理がなされた実験動物生産者の動物を選定し、導入するようにしなければならない。

(飼育及び保管管理)

第8条 実験動物の飼育及び保管管理については、施設内で行うものとする。

2 実験動物の飼育設備は、生理、生態及び習性等に応じた適切なものでなければならない。

3 実験動物管理者及び実験実施者は、実験動物の生理、生態、習性等に応じ、かつ実験等の目的に支障を及ぼさない範囲で、適切に給飼及び給水を行わなければならない。

4 管理責任者は、実験動物からの疾病のり患を予防するため、実験動物管理者及び実験実施者の健康について必要な管理及び安全に努めるとともに、実験動物による事故の防止及び実験動物の健康の保持に努めなければならない。

(実験)

第9条 実験実施者は、動物実験を行う場合は、その利用の必要な限度におい

て、できる限りその実験動物に苦痛を与えない方法によってしなければならない。

- 2 動物実験を終了し、又は中断した場合で、実験動物が回復の見込みのない状態に陥っている場合には、直ちに、できる限り苦痛を与えない方法によってその実験動物を処分しなければならない。
- 3 実験動物の死体については、速やかに冷凍庫に保管するなど適切な処置を講じ、人の健康及び生活環境を損なうことのないようにしなければならない。
- 4 第1項及び第2項によらず死に至った実験動物の死体についても、前項の処置を講じなければならない。

(危害防止)

第10条 管理責任者、実験動物管理者及び実験実施者（以下「管理責任者等」という。）は、実験動物の飼育及び保管管理並びに実験等に関係のない者が実験動物に接することのないようにしなければならない。

- 2 管理責任者等は、実験動物が施設から脱出しないよう必要な措置を講じなければならない。

(補則)

第11条 この規程の運用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成16年8月19日から施行する。

動物実験計画書

科学警察研究所長 殿

実験実施者  
研究室名  
職名・氏名

〔実験実施者記載欄〕

- 1 研究開発課題名
- 2 新規・継続の別
- 3 実験実施者（主たる実験実施者）  
研究室名 氏名
- 4 共同実施者  
研究室名 氏名
- 5 実験実施場所（該当項目をチェックする。）  
 動物実験施設  その他（その他の場合は、記載する。）
- 6 実験動物導入時期又は飼育期間  
 導入時期（平成 年 月）  
 飼育期間（日、週間、月、年で記載する。）
- 7 実験動物飼育場所（該当項目をチェックする。）  
 動物実験施設  その他（その他の場合は、記載する。）
- 8 実験実施時期  
開始：平成 年 月 期間：（日、週間、月、年で記載する。）
- 9 実験目的（目的、内容、必要性、価値等を記載する。）

10 実験方法（動物に与える苦痛や影響の程度を具体的に記載する。）

実験動物種及び系統名：

使用数：

処置方法：

処置による動物への影響：

11 安楽死の方法（方法、薬剤名等）

12 苦痛の程度、苦痛の軽減、拘束時間等（該当項目をチェックする。）

- 苦痛とは関係がない実験
- 許容される苦痛の範囲内
- 許容される苦痛の範囲を超えるが、実験の都合上苦痛の軽減・排除方法がない。  
（10欄にその理由を記載する。）

- 手術等の処置を行うときは、麻酔等を行う。

麻酔等の方法：

- 許容される苦痛の範囲を超えたときは、安楽死させる。
- 短時間の実験であるので、問題はない。

時間：

- 実験の都合上、長時間の拘束はやむを得ない。（10欄にその理由を記載する。）

時間：

- その他（その他必要事項を記載する。）

13 代替手段（該当項目をチェックする。）

- 代替手段がない。
- 代替手段では、研究目的が不十分
- 代替手段では、研究経費が大きい。
- その他（その他必要事項を記載する。）

14 投稿予定雑誌（該当項目をチェックする。）

- 投稿予定雑誌が示す倫理面についてクリアできる。
- 投稿予定雑誌が示す倫理面についてクリアできない。
- 必要とされる資料
- その他（その他必要事項を記載する。）

〔動物実験委員会記載欄〕

1 審査日

平成 年 月 日

2 判定

- 計画のとおりでよい。
- 計画の一部変更が必要である。
- 計画の再検討が必要である。
- その他

3 意見